

平成 30 年度第 2 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（11 月 28 日開催）  
議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、開会にあたりまして会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

（会長）

おはようございます。ご承知のように、12 月 10 日が会期末の臨時国会では、実際の現場にどのように普及するかわかりませんが、入管法の改正案の議論があります。

来年になりますと、亀岡市では、まず市議会議員選挙があり、それから統一地方選挙、そして天皇の代替わりがあります。代替わりになると元号が変わりますので、例えば市民課の窓口で使用する申請書等が変更になります。今の予定では約 1 カ月前に発表するとのことですので、現場は混乱すると思われます。

また、来年 10 月の消費税増税に伴う様々な対策を行う必要がありますので、来年は激動の年になるかと思います。その関係で、審議会に諮る必要があるものも出てくるかと思いますので、引き続き、情報公開・個人情報保護についての議論をよろしくお願ひいたします。

（事務局）

本日の会議につきましては、委員のみなさんにお出席いただいておりますので、この審議会が成立することを報告させていただきます。また、本日の会議は公開として傍聴席を設けており、議事録につきましては、会議要旨を市のホームページ及び市役所 1 階の市民情報コーナーで公開する予定をしておりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長に議長として進行をお願いいたします。

（会長）

本日、お諮りする案件は 1 件のみです。地域農業再生支援というシステムの情報をクラウド化することについて、目的外利用、外部提供となりますので、審議会に案件を伺って、了承を得るということになります。所管課は農林振興課になりますので、担当課に説明をいただきます。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

担当課から説明がありましたが、要するに亀岡市の農家の作付面積等のデータを把握して、

補助金の事務等を進めています。従来はDVDで行っていたものを、クラウドやサーバーに接続して更新することによって、利便性が高まります。それに際しては最低限のセキュリティ対策はしているということですね。

今のシステムにおいて作付面積は、1年単位でデータを確定し、補助金を申請されるのでしょうか。

(担当課)

4月上旬、各農家の皆様にそれぞれの農地面積の確認と作物作付予定面積について、農業共済の水稻細目書に手書きでご記入いただきます。この書類については、各集落代表者を通じて各農家に配布していただき、5月末に回収します。

その後、提出された書類を確認した上で、約2カ月かけてデータ入力を行います。

農業従事者は高齢の方が多いことから、お亡くなりの方や世代交代等についても同時に確認するため、氏名や生年月日等の変更についても特に注意が必要となります。

そのため、交付金申請書についても同時期にご提出いただきます。

この交付金は、水田活用の直接支払交付金の対象作物を作付を行い、販売された場合にその面積に応じて、交付される交付金となります。

国の予算が基本ベースとなりますので、一旦そのデータを8月末には国に提出しなければなりません。交付金の単価は予算枠があることから、年度当初に一定決まっており、8月末時点での作付状況も含め国へ報告します。(11月上旬に追加配分あり)

交付金は、年度末に近畿農政局から銀行振込にて、各農家へ振り込まれますので、振込口座についてもシステムに入力していきます。

ただし、農業というのは、自然災害や本人の体調等により変動しますので、作付状況を隨時確認しながら11月末までに交付金の額を確定させます。

また、交付金を交付するにあたり、販売証明等の提出が義務付けられているため、農家の皆様から野菜などを販売されたという証明をいただきます。

販売された証明が確認できましたら、面積に応じて交付金が交付されます。

この事務手続きは3月下旬まで、その都度行いますので、精度を高めるために、近畿農政局とは1週間に1回は情報交換を行います。

(会長)

約1年後に交付金が口座に入ってくるのですか。

(担当課)

そうです。ただし、口座振替前に交付申請者が亡くなられた場合、別途承継手続等が発生します。

(会長)

手間がかかりますね。

(担当課)

自然災害(台風)等で被害に遭われた場合は、作物の作付けが確認できている場合に限り、収穫皆無であっても交付金を受けられる制度があります。亀岡地域農業再生協議会事務局(亀岡市)が現場確認を行い、写真を撮り、近畿農政局に報告します。交付金対象作物を作付けしていたが、台風の被害を受けて、販売が不可能になった場合であっても、作付けをされていたということが証明できれば、交付金を受取ることはできます。

(会長)

今年は大変でしたね。

(担当課)

事務手続きに慣れておられない方も多くいらっしゃいますので、事務局のフォローが必要になりますが、各要綱に沿って事務を進めております。

また、システムで入力したデータは、CSVファイルにて出力可能です。そのデータを暗号化やパスワードを設定して、近畿農政局へメールにて送信します。

説明させていただいたIP-VPN方式 専用線であれば、インターネットに繋がりませんが、近畿農政局もこのシステムを導入してくれれば、クラウド上でのやり取りが可能になります。

ただし、当課の希望としては、説明させていただいたとおり、専用線ではなく、SSL-VPN方式 インターネット接続(SSL暗号化を用いた仮想専用ネットワーク)において、進めていきたいと考えております。(システム担当課との協議要)

(会長)

京都府の他市町村も移行しつつあるのですか。

(担当課)

はい、そうです。基本的にクラウドの選択しかありませんので。

(会長)

京都府はどうですか。

(担当課)

京都府は市町村のデータの集計をするだけなので、個人のデータは特に必要ありません。

(委員)

亀岡市地域農業再生協議会から近畿農政局へデータが移るということですが、京都府は経由しないのでしょうか。

(担当課)

京都府で確認はされます。ただし、基本的には交付金の全体額を把握することがメインと

なります。亀岡市がすべて事務手続きを行うのですが、支払いや振込の通知は近畿農政局が行います。本来であれば、亀岡市が支払いまで行いますが、近畿農政局がフォローをしてくれます。したがって、近畿農政局からは正確なデータが求められます。

(会長)

亀岡市は京都府内でも、交付金は多い方でしょうか。

(担当課)

はい、多いです。例えば京都市では、農地を所持されていても、作付けをされていない方が多くおられます。ただ、それは亀岡市でも同じようなことが起こっており、高齢化と担い手不足が深刻な問題となっています。

(委員)

従来のやり方だと手間がかかるので、個人情報保護に配慮しながら、新しいシステムを使っていこうということですね。近畿農政局から農家の方に交付金が支給されるということは、国から農家の方へ交付するということですか。亀岡市が行う事務に係る費用はどうされているのでしょうか。

(担当課)

事務費相当分の補助金が亀岡市に交付されています。

その補助金を亀岡地域農業再生協議会に亀岡市農業振興助成金として再生協議会に助成しておりますので、亀岡市に対して再生協議会が申請する流れになります。

なお、亀岡地域農業再生協議会の執行分については、京都府の検査が年度末に行われます。

(会長)

補助金は農林水産省から支給されているのですか。

(担当課)

国から京都府を通じて交付されます。

農地の現地作付確認については、それぞれの集落の農家組合の方にお願いをしています。その費用（謝金）は、この事務費分からお支払いをしています。

また、総会や水田部会の会議も年に数回開催しておりますので、会場費や事務消耗品、臨時職員賃金などが必要となりますので、事務費は実質ほとんど残りません。さらに、事務費に対する補助金も毎年減少している傾向にあります。

(会長)

スケジュールについてですが、審議会で了承された後、いつ頃クラウドに接続されるので

しょうか。

(担当課)

本稼働前に、本当に接続可能かテストをしなければなりません。審議会に諮る前に、テストをしたかったのですが、それを試すのもこちらの審議会に諮ってからでないと不可ということになりました。したがって、12月中にテストを行う予定です。業者によりますと、現在の亀岡市のインターネット環境ならば、大丈夫とのことでしたが、厳重なセキュリティ対策をされている他市町村では、繋がらなかつた事例もあったとのことでした。その場合は、専用線の選択肢しかありませんので、その場合は仕方がありません。その事務費については、要望し、確保しております。もし使用しなければ、その補助金は返納ということになります。その後、端末等を導入し、早ければ2月ごろには稼働したいと考えております。

(会長)

他に質問はありますか。それでは、改めてお諮りします。現在はDVDでやり取りしている事務を、クラウドに接続したほうが、より簡単に最新情報のやり取りができるとのことでした。また、セキュリティ対策も十分かと思われます。本審議会が認めるということでおろしいでしょうか。

《委員了承》

(会長)

それでは了承とします。本日予定しておりました議題は以上です。事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局)

《審議会委員の任期、委嘱替えについて事務連絡》

(委員)

任期は12月31日ということでしたが、引き続き委員として参加することは可能ですか。

(事務局)

新たに公募に応募していただく必要があります。

(委員)

この審議会の進め方についてですが、各担当課から審議会に諮られまして、その良し悪しを決めるというやり方でしたが、条例を見ていますと、各機関に対して自発的に審議会が意見を述べることができますと書かれています。しかし、この審議会ではその議論が無かったように感じます。

(会長)

それは自由に発議していただいても構いません。例えば、今の亀岡市の情報公開・個人情報保護の流れはおかしいと提案していただければ、それについて議論すれば良いのです。必ずこの審議会に諮らないと、事務ができないという案件を優先的に議論しています。

(委員)

亀岡市のホームページを見ていて思うことがあります。市長交際費、議長交際費、教育委員会交際費があり、毎月どういう内容であったかホームページに掲載されていますが、団体に対して支出した場合は、団体名が公開されているにも関わらず、個人に対して支出した場合は、個人名は非公表となっています。公表内容は原則公開で、一部病気見舞い等の差し障りあるものは非公表にするという書き方ですが、ホームページを見ている限り、個人名はすべて非公表となっています。本来の情報公開の在り方としては間違っているのではないかと思います。

また、亀岡市は公開のスピードが非常に遅いです。昨日時点で、市長交際費は7月分、議長交際費と教育委員会交際費は9月分まで掲載されています。京都市、南丹市、福知山市では、すべて10月分まで掲載されています。南丹市の要綱では、翌月の11月までに先月分を公開するとなっています。審議会として、迅速な公開を求めるべきではないかと考えます。

(会長)

個人名については、相手方のプライバシーもありますので、バランスを取られているのだと思います。情報発信の遅れについては、確かに遅いと感じることもあります。

(事務局)

今回いただいた意見を、事務局から担当課へ伝えます。

(委員)

もう1点よろしいでしょうか。市議会の本会議は中継、録画配信がありますが、常任委員会や特別委員会については傍聴はできますが、中継や録画配信はされていません。議事録の公開も遅く感じます。録画配信等で公開していただきたいと思います。

(会長)

未確定ですが国会の議事録も早い段階で公表されていますね。他になければ、以上で終わります。

(事務局)

それでは、閉会にあたりまして、副会長にご挨拶をお願いします。

(副会長)

副会長としての2年の任期の間、格別のご高配を賜り、また、審議会の運営にご協力いた

だきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。  
ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。